

庄内広域水道企業団入札等参加者審査委員会規程

令和8年3月16日

企業管理規程第7号

(設置)

第1条 庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する請負工事（請負工事に係る設計、測量、調査等の委託業務を含む。以下同じ。）、委託業務（請負工事に係る設計、測量、調査等の委託業務を除く。以下同じ。）、物品の購入及び修繕（以下「物品購入等」という。）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約を適正に行うため、庄内広域水道企業団入札等参加者審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計金額が庄内広域水道企業団契約に関する規程(令和8年企業管理規程第6号)第23条第1項に掲げる金額を超える一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の参加者の選定及び資格の審査に関すること。
- (2) 指名停止に関すること。
- (3) 低入札価格調査に関すること。
- (4) 等級別格付に関すること。
- (5) 工事成績評定の審議に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、次の委員で組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 技監
- (3) 総務課長兼契約検査室長
- (4) 鶴岡事務所長
- (5) 酒田事務所長

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、技監をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、急施を要し、審査会の会議を開く時間的余裕のないとき、又は委員長が特に認めるときは、審査会の会議を開催せず、委員に回議して、これに代えることができる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事)

第7条 委員会に次の幹事を置く。

(1) 契約検査室長が指名する職員

(2) 請負工事、委託業務、物品購入等主管所属長が指名する職員

2 幹事は、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議の非公開)

第8条 審査会は、非公開とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、企業団総務課契約検査室において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。